

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

静岡県知事 鈴木康友

### 静岡県規則第59号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により付加する調査項目等（法第12条第1項に規定する調査に係るものに限る。）は、次の表の調査項目の欄に掲げる調査項目に応じ、同表調査方法の欄に掲げる調査方法により実施し、その結果が同表判定基準の欄に掲げる判定基準に該当しているかどうかを判定することとする。

	調査項目	調査方法	判定基準	
(1)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸（政令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。）	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下この表において「常閉防火扉」という。）の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
(2)		常閉防火扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(3)		常閉防火扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能（政令第112条第19項第2号に掲げる特定防火設備又は防火設備に係るものに限る。）に支障があること。
(4)		常閉防火扉の固定の状況	目視等により確認する。	常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
(5)		人の通行の用に供する部	扉の閉鎖時間をス	防火区画に用いる

		分に設ける常閉防火扉の作動の状況	トップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した調査の記録がある場合にあつては、当該記録により確認することで足りる。	防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。
--	--	------------------	--	--

第9条第3号中「政令第16条第3項第2号の防火設備」を「随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）」に改める。

**附 則**

この規則は、令和7年7月1日から施行する。